

(別紙2)

役員等名簿

番号	商号又は名称(半カナ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半カナ)	氏名(漢字)	生年月日				性別(M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

役員等名簿には、支援金を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)に記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件支援金の申請に関する権限を委任されている者を除き省略することができる。

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半角)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半角)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1	カブシキカイヤチハ	株式会社千葉	チハ タロウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	代表取締役
2	カブシキカイヤチハ	株式会社千葉	イチハラ ハナコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	取締役
3	カブシキカイヤチハ	株式会社千葉	ナラシ カズオ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監査役
4	カブシキカイヤチハ	株式会社千葉	ヤチヨ ジロウ	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会長
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

・半角カタカナで入力
・途中にスペースは入力しない

・半角カタカナで入力
・姓と名の間は半角スペースを1つ入力

・半角数字で入力
・数式禁止

・半角アルファベット
大文字で入力
・大正:T、昭和:S、

・全角文字で入力
・都道府県から入力(政令指定都市の場合も)
・1番1号 ⇒ 1-1(ハイフンでつなぐ)
2丁目3番4号 ⇒ 2-3-4
5番3 ⇒ 5-3

・全角文字で入力
・途中にスペースは入力しない
・(株)などに略さない

・全角文字で入力
・姓と名の間は全角スペースを1つ入力
・外字の場合は常用漢字で入力。(別途「手書きメモ等」で提出)

・半角アルファベット
大文字で入力
・男:M、女:F

現在における (私 ・ 当法人 (団体)) の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

注意事項
 ・本人が自署で作成(誓約書・役員等名簿)する場合は押印不要とし、第三者(法人その他の団体)が作成する場合は代表者印を押印すること。
 ・本人の自署とする場合は、本人確認書類の写し(運転免許証等)を添付すること。

住所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

役員等名簿には、支援金を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件支援金の申請に関する権限を委任されている者を除き省略することができる。